

産業廃棄物処理施設等 設置
変更 事前協議書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

協議者
住所 〔 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 〕
氏名 〔 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 〕

産業廃棄物処理施設等を 設置
変更 したいので、静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱第 16 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり協議します。

1 産業廃棄物処理施設等の概要（変更の場合には、変更後の内容を記載すること。）

産業廃棄物処理施設等の 設 置 場 所		
産業廃棄物処理施設等の 施行予定区域の面積	m ²	
産業廃棄物処理施設等 の 処 理 能 力	面積	m ³ /日 () 時間 t /日 () 時間
	埋立容量	m ³ /時間 t /時間
		m ²
		m ³
		(うち廃棄物容量 m ³)
事業計画の概要	別紙のとおり	
連 絡 先	担 当 者 名	
	電 話 番 号	

2 変更する事項等（変更の場合のみ記載すること。）

変更する事項		
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	

事業計画の概要

1 設置者

資本金（法人の場合）	万円
従 業 員	人
主たる業務内容	

2 基本計画

施 設 の 種 類		
処 理 形 態	自己処理・処理業	
処 理 方 式		
技 術 管 理 者 （予定者を含む。）	氏 名	
	資格及び 登録番号	
着 工 予 定 時 期	年 月	
使 用 開 始 予 定 時 期	年 月	

3 事業範囲

産業廃棄物処理施設等において 処理する産業廃棄物の種類 （当該産業廃棄物に石綿含有産 業廃棄物が含まれる場合には、 その旨を含む。）	処理する予定の数量（ m^3 又は t ）
	／月

5 隣接地

	地番	所有者 住所氏名	使用者 住所氏名	地目		地積 (m^2)	承諾の有無
				登記	現況		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
国有・公有財産							

6 資金計画

(収入)

(単位：千円)

科 目	年 次	年 次	年 次
自 己 資 金			
借 入 金			
財 産 収 入			
不 動 産 売 払 収 入			
寄 附 金			
負 担 金 及 び 補 助 金			
そ の 他			
計			

(支出)

(単位：千円)

科 目	年 次	年 次	年 次
本 工 事 費			
直 接 工 事 費			
材 料 費			
労 務 費			
直 接 経 費			
特 許 使 用 料			
水 道 光 熱 電 力 料			
機 械 経 費			
間 接 工 事 費			
共 通 仮 設 費			
運 搬 費			
準 備 費			
仮 設 費			
事 業 損 失 防 止 施 設 費			
役 務 費			
技 術 管 理 費			
営 繕 費			
安 全 費			
現 場 管 理 費			
一 般 管 理 費			
附 帯 工 事 費			
測 量 費 及 び 試 験 費			
用 地 費 及 び 補 償 費			
借 入 金			
そ の 他 経 費			
計			

7 産業廃棄物処理施設等の構造等

次の(1)から(3)までに掲げる施設の種類に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる基準及び当該基準を満たすための計画を記載すること。

(1) 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）

ア 法施行規則第12条各号に掲げる基準及び当該基準を満たすための計画

イ 法施行規則第12条の2第2項から第16項までの各項に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各項に掲げる基準及び当該基準を満たすための計画

(2) 最終処分場

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府令・厚生省令第1号）第2条第1項各号に掲げる基準及び静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成4年静岡県告示第965号）第15条第3号の基準並びに当該基準を満たすための計画

(3) 肥料飼料製造処理施設

令第6条第1項第2号の基準及び当該基準を満たすための計画

構造等の基準	計画

8 産業廃棄物処理施設等の維持管理

次の(1)から(3)までに掲げる施設の種類に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる基準及び当該基準を満たすための計画を記載すること。

(1) 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）

ア 法施行規則第12条の6各号に掲げる基準及び当該基準を満たすための計画

イ 法施行規則第12条の7第2項から第16項までの各項に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各項に掲げる基準及び当該基準を満たすための計画

(2) 最終処分場

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第2項各号に掲げる基準及び静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱第24条に規定する知事が別に定める基準並びに当該基準を満たすための計画

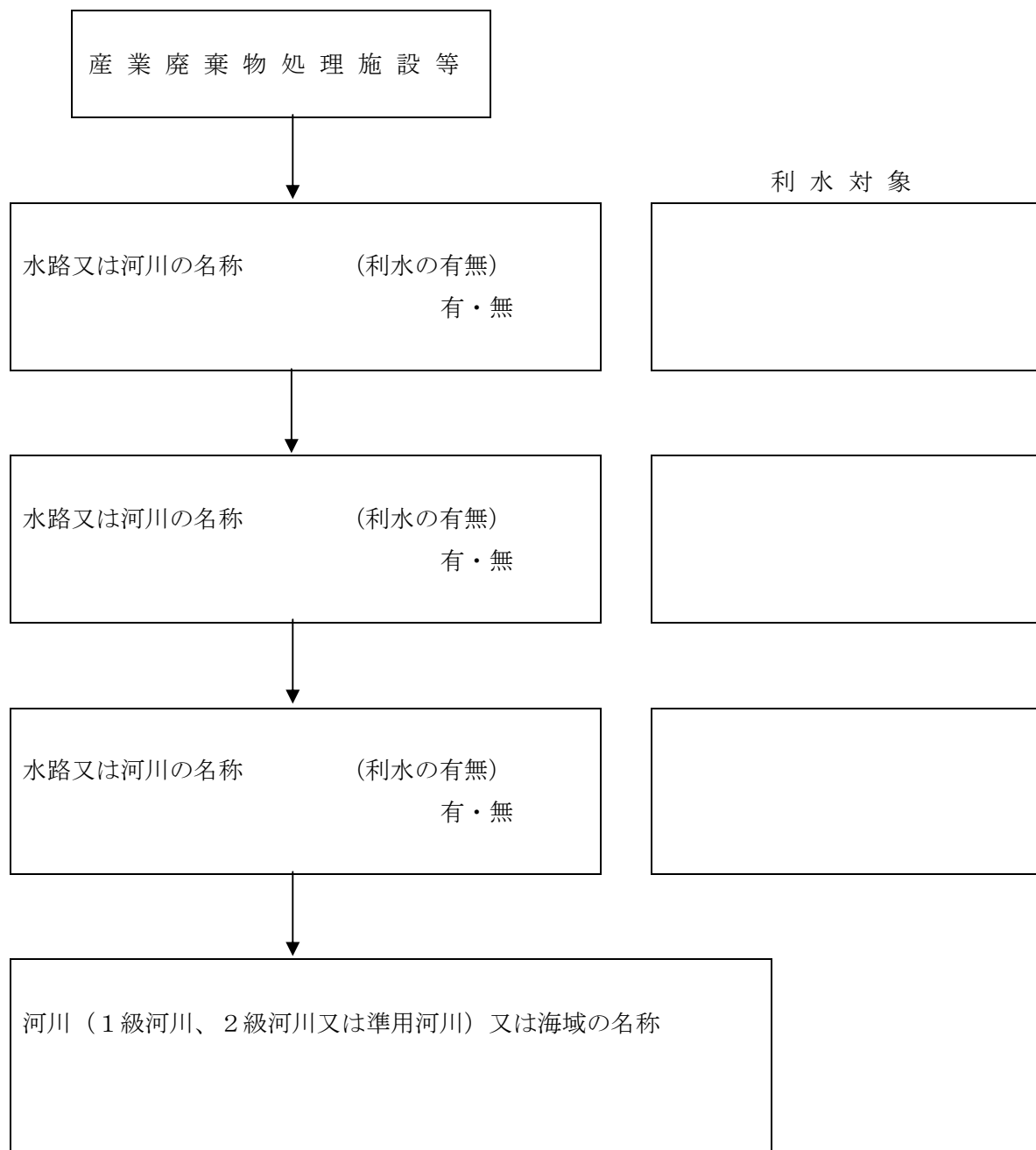
(3) 肥料飼料製造処理施設

令第6条第1項第2号の基準及び当該基準を満たすための計画

維持管理の基準	計画

9 放流水のある場合

(1) 放流経路



(図面で明示してください。)

(2) 放流水の水量

m^3 /日